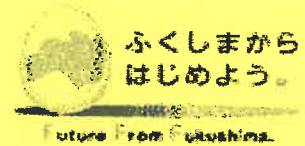


令和2年4月7日

【福島県からのお知らせ】

新型コロナウイルス感染症にかかる
一般相談（コールセンター）の受付日の拡大について



新型コロナウイルス感染症にかかる一般相談（コールセンター）が、休日でも受付できるようになりました。

記

1 専用相談ダイヤル（コールセンター）

(1) 電話番号 024-521-7871

(2) 相談受付時間

・平日 午前8時30分～午後9時

・土日祝祭日 午前8時30分～午後5時15分

2 その他の相談窓口

各保健福祉事務所においても、引き続き平日に相談を受け付けます。

・県北保健福祉事務所 医療薬事課 電話番号024-534-4113

(平日のみ：午前8時30分～午後5時15分)

担当：福島県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 広報班
電話024-521-8680（内線5718）

★「新型コロナウイルス感染症」を予防しましょう！

「新型コロナウイルス感染症」患者数が国内でも増加しています。
一人一人が感染予防に心がけることで、感染拡大を防ぐことができます。

3つの「密」を避けましょう！

新型コロナウイルスへの対策としては、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

1 換気の悪い

「密閉空間」



2 多数集まる

「密集場所」



3 間近で会話や発声する

「密接場面」



上記の3つの条件がそろう場所がクラスター(集団)発生のおリスクが高くなります。

次の症状がある方は(1)(2)を目安に、
お住まいの市町村を管轄する
「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
(伊達・安達地域にお住まいの方はTEL024-534-4108)

(1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

(2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が2日程度続く場合、又は強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合



咳を1回した時と、5分間会話をした時の、飛沫(つばのしぶき)の量は同じくらいになるんだった。

発行日 令和2年3月30日

発行元 福島県県北保健所
医療薬事課

住所 〒960-8012
福島市御山町8-30

電話 024-534-4113

ホームページ
検索キーワード 福島県県北保健所